財第3160号

令和７年９月30日

関係事業者　様

さくら市長　中村　卓資

（公印省略）

建設工事に係る電子保証の導入及び工事契約書約款の改正について

このたび、本市が発注する建設工事の事務効率化及び事業者の負担軽減のため、電子保証を導入いたします。それに伴い、工事契約書約款を改正しましたので、お知らせいたします。

なお、改正後の工事契約書約款につきましては、ホームページよりダウンロードをお願いいたします。

記

１．内容

　建設工事に係る契約保証の証書について、保証会社提供のインターネットサイトで証書の閲覧等を行う「電子保証」を導入します。なお、電子保証の利用については、受注者からの申し出により行うもので、従来どおり書面による証書の提出も可能といたします。

・変更前：受注者が契約担当課に契約保証の証書等を書面で提出

・変更後：受注者が契約担当課に電子保証に係る「保証契約番号」「認証キー」が記載されたデータをメール等で提出。契約担当課が「認証キー」をもとに、電子証書を閲覧及びダウンロード。

　　　　※従来どおり契約保証の証書等を書面で提出も可能です。

２．電子保証の利用方法について

参考URL：<https://www.ejcs.co.jp/e-surety/>

３．導入日

　　令和７年10月１日以降に公告を行う建設工事

４．その他

ご不明な点につきましては、財政課財産管理係までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

財政課財産管理係

TEL：028-681-1122